○ 室蘭市港湾施設管理条例中一部改正の件について

１．条例改正の理由

船舶のための給水を港湾管理者にて行うこととし、その使用料を設定するもの

２．条例改正の概要

室蘭港の公共埠頭における船舶のための給水は、現在、民間事業者が行っているが、これを港湾管理者として行うこととし、その使用料を定める。

○使用料

使用料	・１０㎥まで８，４５０円 （５，０００円＋（水道料金（１㎥）×１０）） ・１０㎥を超える分は、１㎥までごとに８４５円加算 （５００円＋水道料金（１㎥））
その他	・時間外５割増（水道料金を除く。） ・冬期５割増　（水道料金を除く。）

３．施行期日

令和６年４月１日から施行する。